

第14回検討委員会の確認事項

報告書素案について出された主な意見

平成16年7月16日（金） 於：高津区役所保健福祉センター1階 保健ホール

※質疑応答のあった主な意見だけを記載している。

0 報告書素案の作成方法について

- ・作成委員会において、検討委員会で出された意見をどのような指標で取捨選択するなどして整理し、報告書素案の作成に活かしてきたのかについて説明してほしい。
- きちんとした指標を設けて整理してきたわけではない。

I 総則的部分

2 前文について

- ・前文には“平和”という言葉盛り込みたい。
- ・前文に、自然への畏敬の想いも盛り込めないだろうか。
- ・“地球市民”という言葉は馴染みが薄い。
- ・前文は条例の顔であり、十分な検討が必要である。
- ・現在の前文案は迫力に欠ける。
 - 作成委員会でも同じような意見が出されており、現在の前文案は作成委員会として合意されたものではない。
- ・前文は、内容だけでなく、読みやすい構成に組み立てることも重要である。
 - 渡邊委員から、「位置→歴史→現状→目標」という流れで組み立てられた私案が紹介された。
- ・前文は、市民委員の想いを集約する必要があると思われ、どのように要素を拾い上げ、集約していくかについて議論することが必要である。
- ・前文は検討委員の意見の最大公約数的なものとしてまとめ、解説で説明するという方法もある。
 - 解説で説明する内容としては、「前文の論理構成」や「他の意見の紹介」などが考えられる。

4 定義

- ・①市民の定義について、通勤通学者を含めることに違和感があり、住民と通勤通学者は分けるべきだと思う。
 - 市民の権利で「市民は、行政サービスとひとしく受ける権利を持ちます」となっているなど、市民の定義との関係に配慮する必要があると思われる箇所が散見されるため、報告書案をとおして、矛盾が生じないように再整理する必要がある。

5 基本理念

- ・作成委員会で合意された文章とニュアンスが異なっている。
- ・“市民自治”を明確に定義する必要がある。

⇒第13回作成委員会で確認された文章をベースに再検討することが確認された。

6 自治の基本原則

- ・「4 定義」では、「参加」と「協働」が分けられているのに対して「参加・協働の原則」とまとめられているのは違和感があり、「参加の原則」と「協働の原則」に分けた方がよいと思う。
- ・「参加」の定義と「参加・協働の原則」の規定が矛盾していると思う（「参加」の定義では「市民が…行動することをいう。」となっているのに対して、「参加・協働の原則」では「市民、議会及び市の執行機関は、…参加し、…」となっている。）。
- ・「市民が不利益を受けないよう配慮しなければなりません。」という規定は当然のことであり、あえて規定する必要はないのではないか。

II 自治の主体 それぞれの役割と責任

1 市民

(2)市民の責務

- ・“地球的規模”という言葉は馴染みが薄い。
 - “地球的規模”という概念は最近では一般的なものとなっており、小地域における持続可能な環境づくりを積み上げていくことにより“地球的規模”の環境の保全が実現できると考える姿勢が必要ではないだろうか。
- ・③の規定を責務とするのには抵抗があり、前文にも盛り込まれているため、あえて規定する必要はないと思う。
- ・③の規定が具体的にどのような責務を要求しているのかイメージしにくい。
 - “平和”に対する責務は難しいことではなく、一人ひとりの行動が“平和”につながると考えられる。
- ・「平和と安全」という表現は、国防上の安全保障的な表現として受け取られる可能性があるが、私たちの関心事は“生活上の安全”だと思う。このように考えると、“安全”という言葉を定義する必要があるように思われる。
- ・③を盛り込む場合は、市民の責務の①番目に移動させることが望ましいと思う。
- ・③の規定が盛り込まれればよいのか、③の規定に対する解説もセットで盛り込む必要があるのか、どちらだろうか。後者の場合は、平和を保つ手法は見解が分かれるところであるため、解説の記述を慎重に検討する必要があるのではないか。
- ・解説の中にある“無防備地域”に関する記述は削除した方がよいと思う。
- ・③の趣旨を、②の規定に含めてはどうだろうか。例えば、「市民は、（平和のうちに生存する権利を確認し、）ともに社会の一員であることを自覚し、…」と表現したらどうか。
- ・③の規定を盛り込む場合も盛り込まない場合も、この議論の経過や賛成派・反対派両者の意見を解説に盛り込む必要があるだろう。

◇第14回作成委員会で再検討することが確認された。

(4)コミュニティ

- ・（市とコミュニティとの関係）において「支援することができます」と規定されているが、この規定がもつ意味（例えば、この規定をもって市民は支援してほしいと市に申し出ることができるのか、市はどの程度コミュニティに関与することができるのか等の解釈）を教えてほしい。
 - 作成委員会では、「コミュニティの定義に関する規定→まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティに関する規定→コミュニティに対する支援に関する規定」という3段構成で組み立てており、これらをセットで読んでほしい。
 - 「まちづくりの担い手となりうるコミュニティ」については、まちづくりの担い手となりうるパターンが多様であるため、誰がそれを認定するのか、どのように認定手続きを行うのかという問題についても整理しておく必要がある。また、「コミュニティに対する市の支援」も行政の裁量で行われるということは考えにくく、個別のルールが必要になることを解説で規定すべきだろう。
- ・「まちづくりの担い手となりうるコミュニティ」が「コミュニティに対する市の支援」の対象という解釈でよいのか。
 - 作成委員会ではそのように理解している。
 - 事務局としては、この規定だけでは、「まちづくりの担い手となりうるコミュニティ」が「コミュニティに対する市の支援」の対象になるとはいえないと考えており、むしろ、「Ⅲ－2(6) 協働のための施策整備等」により対応することになると考えている。
- ・「コミュニティ」で規定されている内容の効力はどのくらいあるのか。
 - 「コミュニティ」で規定されている内容は、「Ⅲ－2(6) 協働のための施策整備等」の規定に基づいて整備される施策によって担保されると考えられるとともに、「コミュニティ」で規定さ

れている内容に対する苦情は、「Ⅱ－３(６)苦情、不服、侵害に対する措置」の対象となると考えられるため、この自治基本条例だけをもって意味を持つ規定と考えてよいだろう。

- ・「コミュニティ」で規定されている内容は、コミュニティ・区グループで検討されてきた内容とほぼ一致していると考えてよいのか。
→コミュニティ・区グループで検討されていたときは、解説に、かなり詳細な記述があったが、素案では解説が整理されすぎているように感じられる。

2 議会

- ・(議会の設置及び議員の宣誓)の「議事機関」は「議決機関」の方がわかりやすい。
- ・(議会の設置及び議員の宣誓)と(市長等の宣誓(３ 市長・行政))については、宣誓文を示してもよいのではないかな。
→就任にあたり、「憲法、自治基本条例その他の法令を遵守し、主権者としての市民の信託に基づく市政を担う者として誠実かつ公正に職務を遂行すること」を宣誓するという規定であり、その内容にも踏み込んだ内容となっており、特段示す必要はないと考える。
- ・(議員の責務)の「市民意見の代表者」という表現は不適切ではないだろうか。
→“議会”は市民意思を代表すると考えることができるが、“議員”は代表といえるかどうかという論点も含めて再検討すべき。
- ・②の規定がわかりにくいと感じられるため、「議会は、…伝えることにより、(市民との)情報の共有に努めなければなりません。」としてはどうか。

3 市長・行政

(3)計画的な行政運営

- ・“総合計画”という言葉をはっきり定義し、総合計画を策定する根拠規定を置いた方がよいと思われる。

4 区

- ・(区及び区役所)の「区を置きます」という表現は「区を設けます」とした方がよいと思う。
- ・(区の予算の確保)の「必要な措置に努めなければなりません。」という表現は、他人事のように感じられ、「必要な予算を措置しなければなりません。」とはっきり表現した方がよいと思う。

III 自治拡充推進のための制度等

2 参加・協働による自治の営み

(6)協働のための施策整備等

- ・「暮らしやすい地域社会の実現」と「市民自治の推進」が並列されているが、これらは同じことをいっていると思われるため、整理が必要である(“市民自治”の定義にも関係する)。
→「暮らしやすい地域社会の実現(を目的として)市民自治を推進する」と表現したらどうか。
⇒ “市民自治”の定義を含めて、第14回作成委員会で修文作業を行うことが確認された。

V (仮称)川崎市自治推進委員会

- ・見直し条項を盛り込む必要があるのではないかな。
→自治推進委員会の役割に含まれていると解釈できる。

【世話人会確認事項】……………

◎「はじめに」について

(３段落目－２行目)「再」→「さらに」

(３段落目－３行目)「条例ができてよかった、まちづくりに参加しやすくなったと実感できる」という表現は柔らかすぎるのではないかな。「役に立つものと実感できる」としたらどうか。

→修正しないことが確認された。